

町内会活動を支援します

市は、町内会活動を支援するための事業を行っています。令和5年度に活用していただける事業は左表のとおりです。

令和5年度に町内会で活用できる事業一覧		
事業	内容	担当課
行政協力報償金	町内会を通じた行政協力役務などに対する報償金	①
防犯カメラ設置事業補助金	地域の防犯目的のために設置する防犯カメラに対する補助金	
地域集会所整備費補助金	地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備に対する補助金	
ごみ減量化協力団体報奨金	資源回収を実施した団体に対する報奨金	②
ごみ等収集施設設置費補助金	ごみステーションの新設、修繕に対する補助金	③
自主防災組織活動促進事業補助金	自主防災組織の活動などに対する補助金	
道路維持管理作業報奨金	市道などの維持管理作業(草刈りなど)に対する報奨金(詳しくは下表をご覧ください)	



道路維持管理作業報奨金	
対象作業	町内会およびこれに準じるものとして、あらかじめ市長が指定した団体が次の作業を行ったとき ア. 道路の両側路肩の草刈(2回目は抑草剤の散布でも可) ※除草剤ではありません。 イ. 道路上のごみや転石などの除去 ウ. 側溝清掃(側溝がある場合)
支給額	・(ア)~(ウ)全てを年2回以上実施...1,500円/100m ・(ア)~(ウ)全てを年1回のみ実施...1,000円/100m ・(ア)~(ウ)全てを2団体以上、共同で実施(事前に相談が必要)...2,500円/100m
申請に必要な書類	実施報告書と作業状況写真(作業終了ごとに提出)を建設課、農林課、西部土木事務所、各地域局へ提出。報告書は提出先に備えているほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。



市営住宅などの入居者定期募集

令和5年度の市営住宅などの入居者定期募集は、5月・9月・令和6年1月に行います。また、定期募集のほかに、先着順で受け付けている空き住宅もあります。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

問 都市整備課
☎ 21・0237





- 問①市民課 ☎ 21・0254
- ②環境課 ☎ 21・0259
- ③防災復興推進課 ☎ 21・0246
- ④建設課 ☎ 21・1204
- ⑤農林課 ☎ 21・0222
- ⑥西部土木事務所 ☎ 45・4510

小規模土地改良工事助成

農地および農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の小規模な災害復旧工事などに対し、助成金や材料の支給を行います。

※着工前に申請書と添付書類(見積書など)を提出してください。

対象事業および対象経費	助成額
農地の災害復旧(土砂撤去のみ) ○災害雨量があった地区内で、対象経費が40万円以下 ○補助災害採択後、復旧までに相当期間かかる場合に営農の支障となっている部分の応急修繕 対象経費 車両機材のリース料、回送費、保険料	対象経費の90% (上限36万円)
農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の維持管理、改良、災害復旧 ○対象経費が40万円以下 ○2戸以上の利用があること(災害復旧は1戸以上で可) 対象経費 車両機材のリース料、回送費、保険料、原材料費	

農林課 ☎ 21・0222
事務所 ☎ 45・4510 / 西部土木